

# 伊予市中小企業 小規模企業等物価高騰対策支援補助金

令和7年度 伊予市委託事業

物価高騰の影響による厳しい経済環境の中、市内の中小企業者等の経営を支援する為、事業者が実施する経営基盤の強化及び事業継続に繋がる取り組みに対して、経費の一部を補助します。  
(※審査があります)

広告・宣伝	省エネルギー機器の導入
<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ホームページの開設、充実強化に要する経費</li> <li>②新聞、雑誌（フリーペーパー等）、インターネット、屋外看板、デジタルサイネージ等への広告に要する経費</li> <li>③チラシ、DM等の作成、発送に要する経費</li> </ul> 	<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①高効率空調設備の導入に要する経費（エアコン・冷凍庫・冷蔵庫等）</li> <li>②LED照明機器の導入に要する経費</li> </ul> <p>※下記条件いずれかを満たすもの グリーン購入法適合、APF4.5以上、省エネ基準達成率80%以上</p> 
商品開発	販路開拓
<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①新たな商品や製品、サービスの開発に要する経費 (新製品、商品の試作開発用原材料、パッケージデザイン費用他)</li> <li>②新たな商品や製品、サービスの生産、販売に必要な設備導入に要する経費他 (機器設備等のリース、レンタル料他)</li> </ul> 	<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①インターネット等を活用した新たな販路開拓に要する経費 (商品販売のためのWEBサイト作成や更新・ネット、パン広告等)</li> <li>②インターネット販売の追加、強化に要する経費 (SEO対策、商品販売のための動画作成等)</li> <li>③企業展の出展に要する経費他</li> </ul> 
人材育成・確保	経営再建・事業継続
<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①従業員のスキルアップのための研修に要する経費 (外部研修費、講師謝金、研修委託費、教材費等)</li> <li>②eラーニング等を活用した研修に要する経費</li> <li>③就職、転職情報サイトへの掲載に要する経費他</li> </ul> 	<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①コンサルティングに要する経費 (法律相談費用他)</li> <li>②事業継続、承継に要する経費 (事業計画、防災対策費)</li> <li>③事業転換に要する経費他（会計、税務アドバイザー費用）</li> </ul> 
生産性向上	売上原価の抑制
<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①生産性向上に資する機械等設備及び事務機器の導入に要する経費他 (自動化機械・品質管理機器等の導入)</li> </ul> 	<p>補助対象経費（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①外部から調達している原材料等を自ら製造するために必要な機械設備等の導入に要する経費</li> <li>②原材料等を変更するための機械設備等の導入に要する経費</li> </ul> 

※補助対象経費および条件等の詳細については、相談窓口へお問い合わせください。

■**補助対象者**（中小企業及び小規模企業に該当する事業者で、次の各号のいずれにも該当する者）

- ①個人にあっては本市の住民基本台帳に登録されている者若しくは市内で飲食業を主体で行っており営業許可を有している者、法人にあっては市内に主たる事業所を有する者
- ②補助金の受給後も引き続き事業を継続する意思がある者
- ③市税を完納していること
- ④暴力団員、性風俗関連特殊営業や接待業務受託営業でない者
- ⑤直近の年間事業収入(売上)が 240 万円以上の事業者(新規創業者は除く)
- ⑥詳細は当所ホームページに掲載の申請要領をご確認ください。

■**補助対象外者**

- ①医師、歯科医師、助産師      ②不動産業（賃貸に限る。）を営む者
- ③系統出荷による収入のみである個人農業、林業又は水産業者
- ④中小企業・小規模企業に該当しない者      ⑤公共交通、物流事業者

■**申請書類**

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③ア. 個人にあっては令和6年分の受付日時・番号が印字された確定申告書の写し。

※受付日時・番号が印字された確定申告書の写しがない方は、納税証明書（その2）を合わせて申請下さい。

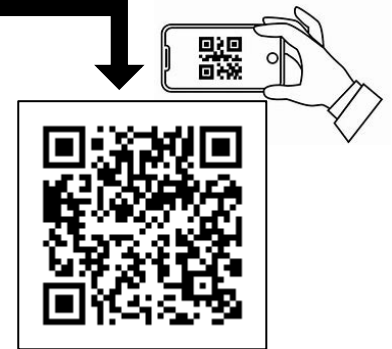
※新規創業者は開業届。（受付印のあるもの）

イ. 法人にあっては、登記事項証明書「申請日より3か月以内に発行されたもの（写し可）」と、直近の決算報告書。

ウ. 飲食業にあっては、上記のア、イに加えて、営業許可書の写し。

- ④交付対象となる事業の見積書及び製品概要が分かるもの（カタログ等）
- ⑤市税完納証明書
- ⑥その他、必要に応じて提出を求める書類

<https://www.iyocci.jp/page-2535/>



※申請様式等は当所ホームページからダウンロードできます。  
（上記のQRコード又は下記で検索してください。）

伊予商工会議所 **検索**

■**補助率**

5 万円以上（税抜）を要する事業で対象経費の**3分の2**、補助額上限**30**万円（1事業者の限度額）

■**申請受付期間** 令和7年**5月1日**（木）～令和7年10月31日（金）

※申請の受付は予算に達し次第、締切とさせていただきます。

■**実績報告及び請求受付期間** 令和7年11月28日（金）まで

【**注意**】

※受付期間前に届いた申請書は無効となります。

■**申請方法・申請先**（郵送申請のみ）

伊予商工会議所（〒799-3112 伊予市上吾川甲9-1）へ交付申請書（事業計画書）と添付書類を郵送（当日消印有効）してください。

※ 窓口に持参されても受付はできません。

【**相談窓口**】

■伊予商工会議所	伊予市上吾川甲9-1	TEL 982-0334
■双海中山商工会（本所）	伊予市中山町中山丑285-1	TEL 967-0197
■双海中山商工会（支所）	伊予市双海町上灘甲5821-6	TEL 986-1231